

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月28日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給食室給湯器交換工事

2 履行(納品)場所

横浜市南区南太田1-17-1

南太田小学校

3 契約日

令和7年1月16日

4 履行日又は履行期間

令和7年2月15日

5 契約金額

1,554,960円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市南区新川町3丁目5番地

有限会社 相模厨房

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市立南太田小学校において、給食室用の給湯器が老朽化のため作動不安定となった。

毎日の給食提供に給湯器は必須の機器であるため、作業に支障を来さないよう緊急での機器交換を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

なお、製造元メーカーにより対応可能業者は1者限定となった。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課